

令和6年 第7回

幕別町選挙管理委員会議案

令和6年10月15日 18:00

幕別町役場 応接室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第20号 | 投票管理者及びその職務代理者の選任について |
| 議案第21号 | 投票立会人の選任について |
| 議案第22号 | 投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの執行について |
| 議案第23号 | 開票の場所及び日時について |
| 議案第24号 | 開票管理者及びその職務代理者の選任について |
| 議案第25号 | 開票立会人を決定するくじを行う場所及び日時について |
| 議案第26号 | 期日前投票所の投票立会人の変更について |
| 参考議案 | 開票参観人数の制限について |

その他

議案第20号 投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任する。

投票区		投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	幕別町役場	幕別町	佐々木一成	幕別町	三好 直美
第2投票区	緑町近隣センター	幕別町	佐藤 勝博	幕別町	大島 洋平
第3投票区	鉄南ふれあい交流館	幕別町	中山 仁	幕別町	今城 和智
第4投票区	幕別北ふれあい交流館	幕別町	酒井 貴範	幕別町	中村 優一
第5投票区	猿別近隣センター	幕別町	北原 正喜	幕別町	佐々木 洋
第6投票区	相川西近隣センター	幕別町	川瀬真由美	幕別町	久保 勝
第7投票区	千住西ふれあい交流館	幕別町	本間 淳	幕別町	柴田 勇司
第8投票区	稲志別近隣センター	幕別町	田村真由美	幕別町	平井 慎也
第9投票区	札内コミュニティプラザ	幕別町	西嶋 慎	幕別町	上原 康美
第10投票区	暁町近隣センター	幕別町	木村 純一	幕別町	山田 博昭
第11投票区	あかしや近隣センター	幕別町	吉仲 有希	幕別町	日下部孝彦
第12投票区	若草町近隣センター	幕別町	遠藤 寛士	帯広市	大澤 孝介
第13投票区	あかしや南近隣センター	幕別町	守屋 敦史	幕別町	吉田 享平
第14投票区	札内北コミュニティセンター	幕別町	宇野 和哉	幕別町	鈴木 亮二
第15投票区	北栄町近隣センター	幕別町	石田 晋一	幕別町	小野 敦
第16投票区	途別ふれあい交流館	幕別町	香田 裕一	帯広市	富原 博美
第17投票区	日新近隣センター	幕別町	広田 瑞恵	幕別町	佐瀬 洋美
第18投票区	古舞近隣センター	幕別町	河村 伸二	幕別町	末永 和也
第19投票区	新和近隣センター	幕別町	平井 幸彦	幕別町	森 隆光
第20投票区	糠内コミュニティセンター	幕別町	宮田 哲	幕別町	山田 慎一
第21投票区	明倫近隣センター	幕別町	松井 公博	幕別町	松田 裕美
第22投票区	駒島公民館	幕別町	谷口 英将	幕別町	菅原美栄子
第23投票区	忠類コミュニティセンター	幕別町	古山 悌士	幕別町	長田麻衣子

議案第21号 投票立会人の選任について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条の規定により、次のとおり選任する。

投票区		人数	投票立会人		
			住所	氏名	党派
第1投票区	幕別町役場	2	幕別町	細谷地利勝	無所属
			幕別町	横川早紀子	無所属
第2投票区	緑町近隣センター	3	幕別町	山上喜美子	無所属
			幕別町	横川 紀子	無所属
			幕別町	原 美津子	無所属
第3投票区	鉄南ふれあい交流館	2	幕別町	川尻 真澄	無所属
			幕別町	林 茂男	無所属
第4投票区	幕別北ふれあい交流館	2	幕別町	平野智恵子	無所属
			幕別町	島田二美子	無所属
第5投票区	猿別近隣センター	2	幕別町	松井 健治	無所属
			幕別町	門野千絵美	無所属
第6投票区	相川西近隣センター	2	幕別町	嶽山 信行	無所属
			幕別町	砂田 和夫	無所属
第7投票区	千住西ふれあい交流館	2	幕別町	水川 潔	無所属
			幕別町	大森 敏雄	無所属
第8投票区	稲志別近隣センター	2	幕別町	太田 弘明	無所属
			幕別町	佐藤 真紀	無所属
第9投票区	札内コミュニティプラザ	3	幕別町	樋口奈穂美	無所属
			幕別町	小田二三恵	無所属
			幕別町	駒井キクエ	無所属
第10投票区	暁町近隣センター	3	幕別町	伊藤小百合	無所属
			幕別町	及川 清貴	無所属
			幕別町	高嶋 孝子	無所属
第11投票区	あかしや近隣センター	2	幕別町	秋元なつ子	無所属
			幕別町	原田 和美	無所属

投票区		人数	投票立会人		
			住所	氏名	党派
第12投票区	若草町近隣センター	3	幕別町	坂本 治子	無 所 属
			幕別町	山崎 敏行	無 所 属
			幕別町	細岡 宏美	無 所 属
第13投票区	あかしや南近隣センター	3	幕別町	長谷 祐子	無 所 属
			幕別町	小野 隆	無 所 属
			幕別町	佐藤 隆志	無 所 属
第14投票区	札内北コミュニティセンター	3	幕別町	吉國 武博	無 所 属
			幕別町	武田 志保	無 所 属
			幕別町	今村 愛	無 所 属
第15投票区	北栄町近隣センター	3	幕別町	増子 利明	無 所 属
			幕別町	和田 慶子	無 所 属
			幕別町	中村香奈英	無 所 属
第16投票区	途別ふれあい交流館	2	幕別町	神山 央	無 所 属
			幕別町	鈴木 克則	無 所 属
第17投票区	日新近隣センター	2	幕別町	森 廣幸	無 所 属
			幕別町	森 賢二	無 所 属
第18投票区	古舞近隣センター	2	幕別町	森川由香里	無 所 属
			幕別町	佐藤 宏孝	無 所 属
第19投票区	新和近隣センター	2	幕別町	妹尾 真	立憲民主党
			幕別町	綱島 修	無 所 属
第20投票区	糠内コミュニティセンター	2	幕別町	松岡喜代子	無 所 属
			幕別町	横山 敏夫	無 所 属
第21投票区	明倫近隣センター	2	幕別町	松岡 政芳	無 所 属
			幕別町	佐竹 正明	無 所 属
第22投票区	駒畠公民館	2	幕別町	齋藤 友和	無 所 属
			幕別町	長崎 柊史	無 所 属
第23投票区	忠類コミュニティセンター	3	幕別町	武内悠紀夫	無 所 属
			幕別町	姉崎二三男	無 所 属
			幕別町	横山亜由美	自由民主党

【公職選挙法】

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 及び 4 略

5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

6 投票管理者は、選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

7 略

【公職選挙法施行令】

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 及び 4 略

【公職選挙法】

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなったときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十二条 (投票に関する事務の担任) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第22号 投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの執行について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、次のとおり執行する。

1 くじの対象となる候補者の届出政党及び氏名

別紙1

2 くじの方法 立候補届出の受付順序によりくじを引き、引かれたくじの番号順に右から左へ掲載する。

3 くじの執行録 別紙2

【公職選挙法】

（投票記載所の氏名等の掲示）

第一百七十五条 略

2 略

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

【幕別町選挙事務取扱規程】

（投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序決定のくじの日時及び場所の告示）

第二百二十三条 法第一百七十五条《投票記載所の氏名等の掲示》第三項の規定による氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじは、立候補届出の受付順序により行う。

2 前項のくじを行う日時及び場所は委員会が定め、あらかじめ別記第138号様式により告示するものとする。

議案第23号 開票の場所及び日時について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定により、次のとおり定める。

場 所	幕別町農業者トレーニングセンター	幕別町錦町98番地
日 時	令和6年10月27日	午後9時10分

【公職選挙法】

（開票所の設置）

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（開票の場所及び日時の告示）

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第二十条（開票の時及び場所） 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

議案第24号 開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任する。

開票管理者	住 所	幕別町
	氏 名	宮本 真由美

職務代理者	住 所	幕別町
	氏 名	山崎 美保

【公職選挙法】 （開票管理者）

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

4～6 略

【公職選挙法施行令】 （開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2～6 略

7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

8 略

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十九条（開票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第25号 開票立会人を決定するくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を決定するくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定により、次のとおり定める。

場 所 幕別町役場

日 時 令和6年10月24日 午後5時35分

【公職選挙法】

（開票立会人）

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7～11 略

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十九条（開票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第26号 期日前投票所の投票立会人の変更について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人について、次のとおり変更する。

期日前 投票所名	立会年月日	変更前	変更後
忠類コミュニ ティセンター 期日前投票所	令和6年10月16日	姉崎二三男	姉崎眞知子

(参考議案) 開票参観人数の制限について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における開票参観人は、到着の順により次の数に限って入場させる。

開票参観人数 100人以内

【幕別町選挙事務取扱規程】

(開票の参観人数の制限)

第六十二条 開票管理者は、開票の参観について、その場所の広狭によりあらかじめ人員を制限することができる。

2 開票管理者は、前項の規定により参観人数を制限するときはあらかじめ別記第57号様式により告示しなければならない。